

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

12月号では、暴力団排除条項の一節を設け、本冊子の活用方法について掲載しました。また、今月は、暴力団等不当要求の対応要領「民事介入暴力攻撃パターン4段階」について紹介します。最後に、他県の事例紹介しますので、是非参考にしてください。

## タイトル・主な内容

### タイトル: 表明・確約条項の意義

反社会的勢力が不透明化し、資金獲得活動が巧妙化している昨今の情勢の下では、契約の相手方の属性を見抜き、かつ、十分に立証することは必ずしも容易ではありません。そこで、そのような場合に備えて相手方自らに自己が反社会的勢力でないことを表明させ、かつ、自らそのように表明したことに契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性を上げることが期待できます。

### タイトル: 表明・確約条項のひな型

下記ひな形については、資料を抜粋したものですので、企業の形態によって、表明・確約条項は異なることもあります。あくまでも参考としてください。

- 1 本契約を締結するに当たり、お客様から当社に対して、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力ではないことにつき、表明し、確約していただきます。
- 2 当社は、契約期間中、前項に関する質問書をお客様に対して送付させていただくことがあり、お客様には、当該質問書に誠実にご回答のうえ、ご回答を記載した書面の提出をお願いいたします。
- 3 当社は、お客様が第1項に違反した場合、契約を解除し、一切の損害賠償義務を負いません。なお、契約の解除に伴い、当社に損害が発生した場合には、お客様にご負担いただきます。
- 4 お客様が第2項に定める回答書を提出されない場合、又は、不十分な回答書しか提出されない場合は、当社は、お客様が第1項に違反したものと見なします。

### 【暴力団等不当要求と対応要領】について抜粋しました。

#### ◆ 民事介入暴力攻撃パターン4段階 ◆

1 接近・・・ 機関誌購読要求、用心棒代・みかじめ料要求など様々な名目で接近を図ってきます。

2 攻撃・・・ 接近に成功すると、事務のミスなどを盾に因縁をつけたり、無理難題を押しつけるなど様々な脅しを用います。

3 目的達成 攻撃に負け、要求に応じると、第一次目的達成ということで、いったんは退散します。

4 再攻撃・・・ 1回でも要求に応じると、今度は「暴力団との関係を表沙汰にする」などの口実で更なる攻撃が始まり、要求も徐々に多くなり、ひいては別の暴力団の攻撃の的にもなりかねません。

以上が攻撃パターンとなります。次回はこれらに対し、基本的な心構えについて解説します。

### ＜暴追＞ 他県の相談事例 表題: 右翼団体を名乗る者からの機関誌購読要求事案

機関誌購読要求の電話が執拗に架かってきて、拒否をしたものの機関誌が郵送されてきたことから、暴追センターで、今後の対処方法についての相談を受理した。

#### 「対応結果」

暴追センターでは、相談者に購読拒否の意思表示を明確にし、内容証明付郵便で返送手続きを行う等について指導・助言し、助言どおり返送したところ相手からの連絡もなく、解決した。

